

{

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士
}
「法規」試験問題

20問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の免許内容の変更等について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、 **A** 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の無線設備の変更の工事は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ④ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **C** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	当該無線局の無線設備
2 通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式又は空中線電力	許可に係る無線設備
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	許可に係る無線設備
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式又は空中線電力	当該無線局の無線設備

A-2 次の記述は、船舶の無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 **A** 。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により **B** に変更があったときは、変更後 **B** は、 **A** 。
- ③ ①及び②により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に **C** なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者	届け出
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を運行する者	申し出て検査を受け
3 免許人の地位を承継する	船舶を運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	船舶を所有する者	申し出て検査を受け

A-3 次の記述は、周波数測定装置の備付け等について述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 C 以下のもの
 - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
 - (6) 標準周波数局において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

A	B	C
1 許容偏差の4分の1	26.175MHz以下の	10ワット
2 許容偏差の2分の1	26.175MHz以下の	25ワット
3 許容偏差の4分の1	26.175MHzを超える	25ワット
4 許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	10ワット

A-4 次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作を除く。）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士の資格を有する無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- 2 海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作
- 3 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を含む。）の国際通信のための通信操作
- 4 海岸局及び海岸地球局の無線設備で空中線電力125ワット以下のものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

A-5 次の記述は、義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）については、次の者でなければ行ってはならない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

(1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者であって、電波法第48条の2第1項の **A**

(2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの

ア (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者

イ ②によりその選任の届出がされた者

② 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

③ ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の様相が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる船舶の義務船舶局の **B** であって、 **C** が可能なもの

ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）

イ 旅客船及び漁船（注2）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）

注2 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。

ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）

(2) (1)のアからウまでに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型のものに限る。）

A	B	C
1 遭難通信責任者として配置されているもの	海上移動業務で使用する無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信による通信
2 船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信による通信
3 船舶局無線従事者証明を受けているもの	海上移動業務で使用する無線設備	デジタル選択呼出装置による通信
4 遭難通信責任者として配置されているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信

A-6 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状記載事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、誤っているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信又は安全通信については、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-7 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、 B 、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- (2) 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- (3) C 周波数の電波により通信を行う場合
- (4) その他別に告示する場合

A	B	C
1 航行中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	26.175MHzを超え470MHz以下の
2 航行中	遭難通信	470MHzを超える
3 航行中及び航行の準備中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHzを超える
4 航行中及び航行の準備中	遭難通信	26.175MHzを超え470MHz以下の

A-8 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条から第8条の2まで）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 A 当該無線設備によって B 、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を C に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 D ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	1年以内の期間
2 毎月1回以上	擬似空中線回路を使用して	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
3 毎月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間
4 毎日1回以上	擬似空中線回路を使用して	船舶の責任者	6箇月以内の期間

A-9 次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として、この規定に定めるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A-10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4から第58条の6まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）による呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。） (7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔をおいて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては B に応答するものとする。
- ⑤ ④の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑥ ⑤の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を通報の型式で明示するものとする。
- ⑦ ⑤の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、通報の周波数等に C を明示するものとする。
- ⑧ 自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、通報の周波数等に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

	A	B	C
1	呼出しの種類	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2	呼出しの種類	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	呼出しであることの表示	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	呼出しであることの表示	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等

A-11 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を A へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回
 (2) こちらは 1回
 (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
 (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
 (5) 海上移動業務識別 1回
 (6) 遭難警報取消し 1回
 (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 C しなければならない。

	A	B	C
1	海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2	適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3	海上保安庁	無線電話により	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復
4	適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復

A-12 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-13 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 2 無線局運用規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- 3 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 4 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数

A-14 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁から B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、 C 。

A	B	C
1 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
2 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
3 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
4 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-15 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が A にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報とは、地上の無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使った B 又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 C にその遭難警報の内容を通報する。

A	B	C
1 重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者
2 危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者
3 重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部
4 危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部

B-1 次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、この規定において義務船舶局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として定めるものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 当該無線設備の機器の点検又は保守を容易に行い得る場所であること。
- イ 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- ウ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- エ 当該無線設備は、すべてその操作をすることができる制御器が航海船橋に設けられていること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B-2 海上移動業務における無線電話通信において、無線局が不確実な呼出しを受信した場合にはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B-3 次の記述は、遭難通信について述べたものである。電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- イ 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ウ 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- エ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- オ 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

B-4 次の記述は、無線局の発射する電波が総務省令で定めるものに適合しないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する **ア** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **イ** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する **ア** が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **ウ** なければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する **ア** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 **エ** しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の **イ** を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 **オ** ことができる。

- | | | |
|-------------------|------------------------------|--------------------|
| 1 電波を試験的に発射させ | 2 臨時に電波の発射の停止 | 3 電波の質の測定結果を報告させ |
| 4 期間を定めて無線局の運用の停止 | 5 電波の周波数の安定度 | 6 免許人に対し、文書で報告を求める |
| 7 直ちに①の運用の停止を解除 | 8 その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる | |
| 9 電波の質 | 10 直ちに①の電波の発射の停止を解除 | |

B-5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第IV章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約（附属書第IV章の第4規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第IV章（無線通信）の第8規則（無線設備（A1海域）1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の **ア** 設備により、 **イ** を送信すること。
- (2) **ウ** 遭難警報を受信すること。
- (3) **エ** の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに第V章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) **オ** 及び受信すること。
- (8) 第IV章の第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船橋間通信を送信し及び受信すること。

- | | | | |
|------------|-----------------|--------------------|-------|
| 1 気象情報を送信し | 2 海上安全情報を送信し | 3 分離し、かつ独立した | 4 船舶間 |
| 5 陸上から船舶への | 6 船舶から陸上への遭難警報 | 7 狭帯域直接印刷電信による遭難警報 | |
| 8 互換性を有する | 9 デジタル選択呼出装置による | 10 海上移動衛星業務の無線局相互間 | |